

注 平成23年 4 月の改正から改正経緯を付した。

改正

平成23年 4 月 1 日23世介保第132号
平成24年 7 月31日24世介保第504号
平成26年 1 月28日25世介保第1009号
平成26年 9 月 1 日26世介保第509号
平成27年 6 月 1 日27世介保第262号
平成27年12月21日27世介保第945号
平成28年 4 月19日28世介保第102号
平成30年 6 月25日30世介保第563号
平成31年 3 月28日30世介保第1962号
令和 2 年 3 月26日31世介保第1850号
令和 2 年 5 月29日 2 世介保第278号
令和 3 年 5 月18日 3 世介保第248号
令和 4 年 3 月18日 3 世介保第1392号
令和 4 年 4 月 1 日 4 世介保第159号
令和 5 年 3 月31日 4 世介保第1490号
令和 6 年 4 月 1 日 6 世介保第2629号
令和 6 年12月20日 6 世介保第3802号

世田谷区介護保険利用者負担軽減措置実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険サービス（以下「サービス」という。）を利用する者のうち、生計の維持が困難な者（以下「生計困難者」という。）に対し、サービスを受給することに伴い生ずる利用者負担を軽減し、もって日常生活への影響を最小限に抑制するとともに、高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(軽減実施主体)

第 2 条 事業の主体は、第 4 条に掲げるサービスを提供する事業者で、世田谷区長に対し、生計困難者等に対する利用者負担額軽減申出書（第 1 号様式）により、その旨の申出を行ったもの（以

下「申出事業者」という。)とする。ただし、同条第27号及び第28号に掲げるサービスを提供する事業者であって、区が事業を委託するものについては、申出をしたものとみなす。

(対象者の要件)

第3条 この要綱に基づき利用者負担の軽減をする対象者（以下「対象者」という。）は、次条に規定するサービスを利用する者で、次の全ての要件を満たす者のうち、その者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計困難者として世田谷区長（以下「区長」という。）が認めたものとする。

- (1) 住民税非課税世帯に属していること。
- (2) 区内に住所を有していること。
- (3) 世帯の年間収入（非課税収入を含む）が基準収入額（単身世帯の場合は、1,500,000円とし、世帯構成員が1人増えるごとに500,000円を加えた額）以下であること。
- (4) 世帯の預貯金等の額が基準貯蓄額（単身世帯の場合は、3,500,000円とし、世帯構成員が1人増えるごとに1,000,000円を加えた額）以下であること。
- (5) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (6) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (7) 介護保険料を滞納していないこと。

(対象となるサービス)

第4条 利用者負担の軽減の対象となるサービスの種類は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月31日27世介予第270号。以下「総合事業実施要綱」という。）に基づく次に掲げるサービスとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 訪問入浴介護
- (5) 訪問看護
- (6) 訪問リハビリテーション
- (7) 通所リハビリテーション
- (8) 短期入所療養介護
- (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (10) 夜間対応型訪問介護

- (11) 地域密着型通所介護
 - (12) 認知症対応型通所介護
 - (13) 小規模多機能型居宅介護
 - (14) 看護小規模多機能型居宅介護
 - (15) 介護予防短期入所生活介護
 - (16) 介護予防訪問入浴介護
 - (17) 介護予防訪問看護
 - (18) 介護予防訪問リハビリテーション
 - (19) 介護予防通所リハビリテーション
 - (20) 介護予防短期入所療養介護
 - (21) 介護予防認知症対応型通所介護
 - (22) 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (23) 指定相当訪問型サービス事業（総合事業実施要綱第3条第1項第1号に規定する指定相当訪問型サービス事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）をいう。）
 - (24) 指定相当通所型サービス事業（総合事業実施要綱第3条第2項第1号に規定する指定相当通所型サービス事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）をいう。）
 - (25) 指定生活援助サービス事業（総合事業実施要綱第3条第1項第2号に規定する指定生活援助サービス事業をいう。）
 - (26) 指定運動器機能向上サービス事業（総合事業実施要綱第3条第2項第2号に規定する指定運動器機能向上サービス事業をいう。）
 - (27) 支えあいサービス事業（総合事業実施要綱第3条第1項第3号に規定する支えあいサービス事業をいう。）
 - (28) 介護予防筋力アップ教室事業（総合事業実施要綱第3条第2項第4号に規定する介護予防筋力アップ教室事業をいう。）
- （利用者負担軽減の申請）

第5条 前条のサービスを受ける者で、利用者負担軽減の確認を受けようとする者には、次に掲げる書類により確認の申請を行わせるものとする。

- (1) 生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書（第2号様式）
- (2) 収入及び預貯金等申告書（第3号様式）
- (3) 資産及び扶養の有無に関する申告書（第4号様式）

- (4) 世帯収入状況申告書（第5号様式）
- (5) 収入状況及び預貯金額等を証する書類
(対象者の確認)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、確認の可否に関する調査を行うとともに、速やかにその可否を決定し、生計困難者等に対する利用者負担額軽減可否決定通知書（第6号様式。以下「可否決定通知書」という。）により申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により負担を軽減する者として確認したときは、その者に対して生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証（第7号様式の（1）（2）。以下「軽減確認証」という。）を速やかに交付する。

3 世田谷区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成17年10月1日17保福介第294号）第9条第1項の規定による申請があったときは、第5条の規定による申請があったものとみなす。

4 世田谷区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱第9条第2項の規定により、生計困難者等に対する利用者負担額軽減可否決定通知書による通知又は生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証の交付があったときは、第1項の規定による可否決定通知書の通知又は第2項の規定による軽減確認証の交付があったものとみなす。

(軽減確認証の有効期間)

第7条 軽減確認証の有効期間は、各年8月1日から翌年の7月31日までの1年とする。ただし、初めて軽減の確認を受けた者の軽減確認証の有効期間は、確認の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の1日から申請日後の最初の7月31日までとする。

2 有効期間満了後引き続き軽減の確認を受けようとする者には、第5条に規定する申請を行わせ、軽減確認証の更新を受けさせなければならない。

3 介護保険の要介護認定非該当者の有効期間は、区長が必要と認める1年以内の期間とする。

(利用における提示)

第8条 この要綱による利用者負担の軽減を受けようとする者で第6条の規定により軽減確認証の交付を受けた者が、第4条の各号に掲げるサービスを受けるときは、必ず、軽減確認証を申出事業業者に提示させるものとする。

(負担軽減する額等)

第9条 第4条各号に掲げるサービス（同条第27号及び第28号に掲げるものを除く。）に係る利用

者負担の軽減額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1号から第22号までに掲げるサービス 当該サービスに要した費用（法第2条第1項に規定する保険給付の対象となるものを除く。）の2分の1に相当する額

(2) 第4条第23号から第26号までに掲げるサービス 総合事業実施要綱第21条第2項に規定する利用者負担額の2分の1に相当する額

2 第4条第27号及び第28号に掲げるサービスに係る利用料は、総合事業実施要綱に別途定める。

（負担軽減に伴う費用の支払）

第10条 区長は、申出事業者が負担軽減した額に相当する費用（以下「軽減費」という。）の全部を支払うものとする。

2 軽減確認証の交付を受けた利用者がこの要綱に基づく軽減を受けなかった場合で、区長が認めたときは、利用者に介護保険利用者負担償還払申請書（第8号様式）により、申出事業者の発行するサービス提供証明書及び領収書を添えて、区長に対し請求させるものとする。

（高額介護サービス費等との適用関係）

第11条 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、この要綱に基づく軽減を先に行い、軽減後の利用者負担額に対してこれらのサービス費を支給する。なお、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、この要綱に基づく軽減制度適用前の利用者負担額に対してこれらのサービス費を支給する。

2 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額に対して、この要綱に基づく軽減を行うものとする。

（住所等の変更）

第12条 区長は、確認証の交付を受けた軽減対象者が、被保険者の住所又は氏名等生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証の記載事項を変更したときは、生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証記載事項変更届（第9号様式）により、速やかに区長に届け出させなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第13条 この要綱による利用者負担の軽減を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保とすることはできない。

（軽減費の返還）

第14条 区長は、偽りその他不正の行為によって、軽減費を受けた者があるときは、当該軽減費の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による介護保険等利用者負担軽減措置の内容については、国の行う介護保険制度に係る低所得者利用者負担対策の内容に変更があったときは、その結果に基づき必要な見直しを講ずるものとする。
- 3 この要綱の実施に関わる細目は、区低所得者対策事務処理基準（認定）に別途定める。

附 則（平成13年10月1日）

この要綱は、平成13年10月1日から施行し、改正後のこの要綱の第9条第1項第1号の規定（通所介護及び高齢者在宅サービスセンター活用のミニデイに係る軽減費の支払に限る。）は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成15年7月1日）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年1月1日）

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月1日）

この要綱は、平成18年7月1日から施行し、改正後のこの要綱の第3条の規定（対象となるサービス等）は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成19年7月1日）

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間において、この要綱の規定による利用者負担軽減の認定を受けた者で、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業実施要綱（平成12年4月1日世在サ在発第82号）の規定による助成の承認を受けた者が訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護（以下「訪問介護等」という。）のサービスの提供を受けたときの利用者負担の軽減額は、第8条第1号の規定にかかわらず、当該訪問介護等のサービスに係る介護給付費総額（給付単位数・単位数合計に単位数単価を乗じて得た額）に100分の1を乗じて得た額とする。

附 則（平成20年 7 月 1 日）

この要綱は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 7 月 1 日）

- 1 この要綱は、平成21年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のこの要綱の規定（第15条から第17条までの規定を除く。）は、平成21年 7 月 1 日以後の対象サービスの利用について適用し、同日前の対象サービスの利用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 4 月 1 日23世介保第132号）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月31日24世介保第504号）

この要綱は、平成24年 7 月31日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成26年 1 月28日25世介保第1009号）

この要綱は、平成26年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月 1 日26世介保第509号）

この要綱は、平成26年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月 1 日27世介保第262号）

この要綱は、平成27年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成27年12月21日27世介保第945号）

この要綱は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 4 月19日28世介保第102号）

- 1 この要綱は、平成28年 4 月19日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の第 2 条の規定は、平成28年 3 月31日までに申出を行った通所介護事業所のうち、平成28年 4 月 1 日付で地域密着型通所介護へ移行した事業所（みなし指定事業所）については、「地域密着型通所介護」での申出があったものとし、新たに申出は不要とする。

附 則（平成30年 6 月25日30世介保第563号）

この要綱は、平成30年 6 月25日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成31年 3 月28日30世介保第1962号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月26日31世介保第1850号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 29 日 2 世介保第 278 号）

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 18 日 3 世介保第 248 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前に作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日 3 世介保第 1392 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前に作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日 4 世介保第 159 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前に作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 4 世介保第 1490 号）

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同月のサービス利用分から適用する。
- 2 この要綱による改正後の第 9 条第 1 項の規定は、施行日以後のサービス利用に係る利用者負担の軽減額に適用する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日 6 世介保第 2629 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 20 日 6 世介保第 3802 号）

- 1 この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前に作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。